

令和7年度第1回古賀市障がい者施策推進協議会 会議録

日 時：令和7年8月7日（木）19：00～20：30

場 所：サンコスモ古賀 201・202 研修室

参加者：委 員：占部委員、小河委員、児玉委員、島津委員、末村委員、白木委員、
夏目委員、松崎委員、三島委員、水上委員、山本委員、山下悦子委員、
山下実夫委員
(欠席：大塚委員、藤井委員)

傍聴人：0名

事務局：宮上部長、吉武課長、渡邊参事補佐ほか

《開会宣言》

15名中、2名が欠席。出席が13名となり、過半数を超えているため、本協議会成立。

1. 古賀市保健福祉部長あいさつ

委員においては、日頃からそれぞれの立場で本市の障がい者施策にご理解いただき、お礼申し上げます。また新しくお二人の方に委員をお引き受けいただき、あわせてお礼申し上げます。

本日は、資料にもあるように障がい者基本計画の進捗状況や第7期古賀市障がい福祉計画、第3期古賀市障がい児福祉計画の実績等について、皆さんへ審議いただくとともに、来年策定する第5期古賀市障がい者基本計画策定にかかるアンケート調査について、限られた時間ではあるが、皆さんに忌憚のないご意見をいただきたいと考える。本日はよろしくお願ひする。

2. 自己紹介

《委員、事務局 自己紹介》

3. 古賀市障がい者施策推進協議会について

別紙1に沿って、「古賀市障がい者施策推進協議会」「古賀市障がい者基本計画」「古賀市障がい福祉計画」「古賀市障がい児福祉計画」「古賀市障がい者差別解消支援地域協議会」について事務局より説明。

4. 「第4期古賀市障がい者基本計画（障がい者福祉プラン・こが）」の進捗状況について

資料 1、資料 2、当日配布資料に沿って、事務局より説明。

委員：基本方針 1(1) ①エについて、教職員研修の内容やどういう形で各学校から参加しているのかなどがわかればお願いしたい。

事務局：研修の内容となると学校教育課の所管の事業となっており本日回答ができないため、後日回答でよいか。

委員：承知した。「児童生徒の発達段階に応じた人権感覚を高める指導を継続する。」とあり、発達段階に応じたという文言が気になったので、どういう指導をされてるのか詳しく教えていただきたい。

委員：身体障がい者手帳や療育手帳の所持者について、毎年どのくらいの新規の方がいらっしゃるのか。ずっと同じ方が所持しているのか、それとも出入りがあるのか情報が欲しい。

事務局：身体障がい者手帳の人数しか手元に持ち合わせてなく、等級別ではなく絶対数となるが、令和 6 年度の身体障がい者手帳の新規取得者は 116 人となっている。

委員：毎年そのような推移か。

事務局：身体障がい者手帳は近年微減で推移をしている。

委員：基本方針 3(1)②の総合的な就労支援について、この 10 月から就労選択支援事業が始まる。市町村によってはその地域の事業所がどれくらい手を挙げられるか把握されたり、特別支援学校で高等部 2,3 年生の対応をどうするか具体的に出されたりしているようだが、古賀市の状況は。

事務局：古賀市内で就労選択支援を実施される事業所の希望は今のところあっていない。福津市、新宮町、宗像市を含めた 3 市 1 町で今後どのように実施していくか、各市町の状況を聞いたところ、宗像市で希望があっていると聞いている。宗像市の事業所で他の地域の方を担っていただくことが実際できるのかということもあるため、近隣に実施する事業所がなく、順番待ちになる可能性があるということで、当面は現在の体制を継続していく形で考えている。

委員：特別支援学校の高等部は切実な問題で、今年度卒業する高等部 3 年生については、10 月からその事業が始まるということで現場実習は混乱している状況がある。それぞれ

の居住地の市町村へお願いに行き、できるだけ今年度まで今までの形でとお願いしている。高等部 2 年生は対応できそうだが、3 年生は子どもたちにとって最後の学校生活の 1 か月を使うことになるため、就職も進路確保も大事だが、高校生活をきちんと保障してあげたいという思いでお願いをしている。

高等部 2 年生は保護者に対しては説明している状況だが、高等部 3 年生についてはかなり難しく、市町村によっては就労選択支援を利用との回答が返ってきているところもあり、高等部 3 年生については対応が必要となっている。

事務局：行政レベルであまり情報が下りてきていない。また、実際に実施する事業所が近隣にはないということもあり、少なくとも 2 市 1 町では、しばらく特別支援学校での実習でのアセスメントを基に決定していく形が続くと見込んでいる。

また、2 市 1 町就労部会で今後就労選択支援の研修会も計画しており、制度を知ってどのように動いていくのがよいか、我々も勉強を進めていきたいと考える。

委員：基本方針 2(4)①ニーズに応じた相談支援の提供での今後の取り組み及び課題で、「基幹相談支援センターの設置に向けた検討」とある。福津市などはずいぶん前から設置されているが古賀市は検討のままなのか、現在の進捗状況や方向性を教えてほしい。

事務局：現在は令和 8 年度までに設置を目標としていることを第 7 期障がい福祉計画にも明記しており、どのような基幹相談支援センターにしていくかということを含めて検討を始めている。そのため、「検討していく」という内容が来年や再来年にも進捗状況に載ってくることはないと考えている。どこへ委託するか、直営にするのか、そういうところも含めて検討しているところ。

委員：基本方針 2(1)④ア「民生委員・児童委員やボランティアなどによる地域における見守り・支援の充実」について、民生委員・児童委員による訪問によっての個別計画の内容についての確認とあるが、これは避難行動要支援者のリストに挙がってる方だけ行われているのか。

事務局：避難行動要支援者の調査は年に 1 回実施しており、民生委員や児童委員の皆さんにご協力いただき調査している。今年も 8 月末から 10 月の期間で調査を行うよう依頼している。個別計画を作成する意向であるということを確認するための調査となる。対象者は、避難行動要支援者名簿に登録されている方で、地域への情報提供に同意をしていただいた方となる。内容は世帯状況、緊急連絡先、避難時に配慮してほしいことを調査している。

委員：避難行動要支援者の確認を行う対象は、同意がないと調査できない。地域からあの家

庭になぜ調査に行かないのかと私たちに問い合わせが来るが、同意がないと行けないと説明をしている。同意がない家庭でも民生委員は別に資料を作っており、個別に回っている。資料として表に出すのは同意をいただいた方だけで、いただいていない方の資料は調査結果として市へ提出していない。

委員：[REDACTED] 個別計画についての記憶がない。うちの場合は移動ができるので、地域の避難訓練に参加をしている。しかし親がついている時の避難は一緒に行動できるが、親がいない場合の計画はない。親がいるときだったらいいが、親がいないときの避難について把握されてるのかと思う。これから親も年を取っていくのでそこが心配。地域の活動には参加してるので、息子のことをわかっていただいているが、リストに上がっていない、同意がない方はどうなるんだろうと気になる。そういう場合リストに上げた方がいいよ、同意した方がいいよ、ということをロコミではないけれど、皆さんとお話していく必要があるかと思う。住んでる範囲の方や、サークル活動に入っている方たちには呼びかけられるが、外に出るとか発信できないといった方の集約をどうしていくのかは、同じ障がいのある子どもがいる親として知りたい。

委員：補足だが私も障がいのある息子がおり、要援護者同意リストは昔書いたもので、今年に限って言えば私がいつも留守にしているので、お電話で「変わらないですか」というお尋ねだけだった。実際はいろいろ変わっているが、電話で説明しなかった。支援者は私になってるかと思うが、先ほど委員も言われていたが、私が自宅にいないときに地震が来ても息子は家の中におり、外に出てこない。そういう時に誰がわかってくれるのかと思う。最初にリストを作った時もそうだが、自治会の中には高齢者の要援護者もたくさんおり、民生委員さんもそちらのことでいっぱいにならざるを得ない。私は高齢の両親もおり、避難の際は3人を一緒に私が連れていかなきゃいけない。「高齢者が2人住んでるのは把握しているが、助けには来られません」と言われている。それが現実だということを皆さんに聞いてほしい。

会長：こういった現状があるようだが、事務局から何か回答があるか。

事務局：市としては今、避難行動要支援者の方の情報収集、それと同意を取っていただいて個別計画作成ということで動いているが、現実の話を聞いたので、また担当の中でどう行うのが一番いいか、本日の意見も含めて、再度検討したい。

委員：民生委員には同意がとれたものしか情報がない。同意がないものについても、保護者が回ってほしいという希望があり、そのことを区長に伝えてもらえれば、特例で回るのはできるかと思う。

委員：同意はしている。民生委員さんが今回変わったということもあるが、平成 23 年度に要望調査があり、毎年民生委員から詳しく調査してもらっているが、例えば親がいない時にどういう形で避難するかという個別計画は、私の記憶ではない。

委員：我々が考えるのではなく、行政が作成する。

委員：うちの子どもは外に出るからいいが、出られない方、同意してない方は、先ほど別資料があるということを聞いて少し安心しているが、本当に困ってる方を救い上げるための方法を考えないといけないのではないかと、ということを提起したかった。何度も言うようだが、情報がない、外から見えない、という方たちはどうなるのか、同じ地区に住んでいて感じることもあるので、そこの部分を救い上げる方法を考えておくべきじゃないのかと思う。民生委員さんが難しい立場にいるのは理解している。できることは何かないのか、これだけ地震があつたりして、親が絶対いるということもなく、地域の方の協力が大事になるので。

委員：地域の協力者として、行政区の組長会で組長さんに年 1 回民生委員の説明をしている。障がいのある方の一番身近な支援者が組長だと思い、第 2 の民生委員さんでいてほしい、一番身近にいる組長さんが配慮の必要な方を支援してほしいとお願いしていて、それが一番の支援になると考えている。民生委員は 100 件ぐらい対象者がいるので民生委員だけでは難しい。本当に災害が起きたときに、民生委員だけでは対応できないと伝えている。

会長：現場から貴重なご意見であるため、少しでも反映できるように、事務局お願いします。他に質問意見はないか。

全員：なし。

5. 「第 7 期古賀市障がい福祉計画・第 3 期古賀市障がい児福祉計画」の実績について

資料 3 に沿って事務局より説明。

委員：資料 5 ページの「医療的ケア時に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター」の人数について、令和 4 年、5 年、6 年で 6 人、4 人、0 人になっているがなぜか。

事務局：令和４年、５年については前回の計画で、その時までは計画相談事業所の医療的コーディネーターの研修を受講した人数を計上することとなっていたが、令和６年度から法改正により市町村で医療的コーディネーターを設置している人数を計上することとなり、令和６年度は０人となっている。

委員：古賀市内事業所にはコーディネーターがいるが、古賀市としてコーディネーターを指名していないという理解でいいか。

事務局：そのようになる。

委員：同行援護について、年齢を問わず視覚障がい者が利用できるのか。児童も利用できるか。

事務局：児童も利用可能だが、実際は高校生からの申請が多い。障がいがなくとも保護者が一緒にいないといけない年齢、例えば３歳児などは１人で外出することはないので、そういうお子さんに関しては保護者が支援している。

委員：SNS上で、他県の小学生児童が通学に制度を使えず困っていて、署名活動が起きていたが、古賀市では利用可能か確認したかった。

事務局：現状、福祉サービスでの移動支援や同行援護、行動援護に関して、長期かつ継続的なものについては支給されず、通学や習い事については基本的に利用できない。通学支援についてはグレーな部分もあり地域によって実施されているところもあるが、古賀市としては認めていない。

会長：その他、質問意見はないか。

全員：なし。

６．「第５期障がい者基本計画策定に係る調査」について

資料４、資料５、資料６に沿って事務局より説明。

委員：調査の対象者の数はどれぐらいか。また、回収率についてどこの市町村も５０％いけ

ばいいほうかと思うが古賀市ではどうか。行政から郵送されたものを、対象者が回答を 1 人で行うことはなかなかハードルが高い。福津市でも調査をするときに、自立支援協議会に関わっている支援者に協力してもらい、ヘルパー事業所や相談支援専門員等に「この時期にこういうアンケートをするので、この期間に支援をされている方の所に行くことがあれば一緒にサポートしてください」と協力依頼し回収率を上げていたが、古賀市で検討していることはあるか。

事務局：対象としては古賀市が手帳管理をしている方全員が対象で、見込みでは 3,300 人。

この中には重複した手帳所持者もいるため、最終的に少し減るかと思う。回収率については前回は 49%であり、ご指摘のとおりである。回答の支援の方法については、委員からいただいたアドバイスのとおり、ヘルパー事業所や計画相談支援員に連携会議を通じて声かけをし、協力いただけるようにしたい。

委員：このアンケートは全員ということだが、前回も全員か。

事務局：はい。

委員：私も障がい者の子どもがいるが、前回の記憶がない。郵送か。

事務局：郵送する。

委員：この調査は過去に何回も実施しているか。

事務局：今回は 5 期の計画作成だが、実績の確認ができている 3 期 4 期はアンケートを実施していたが、それ以前は確認ができない。

委員：このアンケートはかなり大変なアンケートで、動機付けが高くないと最後まで答えることはできないと思う。今までこのようなアンケートを答えたことがあるか聞く必要があるのでは。初めてアンケートに答えた人と以前に答えたことがある人は、反応が違ってくる可能性があるかと思う。初めて回答した人は途中でやる気をなくすかもしれないが、ずっと関わってる方は調査の意味がわかるので、最後まで答える可能性が高いかと思う。

事務局：その項目については、非常に意味がある質問かと思うので、検討したい。

会長：資料 6 の問 40 で新しく追加された質問で、当事者のご意見をお伺いしたいが、何か意見があるか。

委員：ハザードマップを皆さんがどのように活用しているかを聞いてほしい。私は視覚に障がいがあるが、古賀市のハザードマップをホームページで開くと、音声で聞けない。自治体が契約すればハザードマップを音声で教えてくれるアプリがある。実際福岡市は契約しているので使えている。県の盲人会会長と一緒に、県の福祉課と防災担当課に県で取り入れてもらえるよう働きかけをしたが、これは視覚障がい者だけではなく、図では判断できなくても音声だったらわかるとか、方角も今いる場所のスマホの向きで、時計の文字盤で表示されわかりやすいので、これは視覚障がい者だけではなくいろいろな人が使えるアプリになっている。契約について福岡県ではうまくいってない状況なので、どうやってハザードマップを利用しているのか調べてほしい。

会長：事務局は貴重な意見が反映できるようにお願いしたい。他に問 40 について意見や質問はあるか。

委員：質問ではないが、この調査の件について今年度は何回会議が開かれるか。

事務局：今回大幅な修正が行われるようであれば、会議を開催して皆さんにお諮りしたいと考えているが、今までの内容の意見であれば、文言の加除について事務局で検討し、会長に承認いただいたものを、再度委員にお送りしたいと考える。

委員：要望だが、アンケートを取った後どうなっているか答えた人は結果を知りたいと考える。調査後にパブコメ等を出すタイミングで、集計結果や自由記述の内容を見ることができるようにしてほしい。自分が書いた意見や他の人がどういう意見が書いたのかなど、関心がある方は本当に関心がある。私たちも協力の声かけをするときに、その声が直接伝わるので協力してもらえませんか、と声をかけやすい。調査後にできないは別にして、全体の結果として自身の意見が取り上げられていれば、これから福祉課だけでなく、行政のいろんなアンケートを答える際の励みになるのではないかと思う。どんな風な意見が集まったか、結果を返していただきたいと思う。これは要望。

事務局：皆さんから頂いたご意見は、市のホームページに掲載している。皆さんのご要望に対して、すべて満足のいく回答をすることは難しいが、いただいたご意見を皆さんにわかりやすいように掲載するようにしたい。

委員：資料 6 の問 4 で障がいや病気の種類を答える項目があるが、発達障がいの診断名がいくつか上がっているが現在使用されていない診断名があり、昔診断を受けた方は選択できるのでしばらくはいいかと思うが、いずれ将来的には診断名の見直しを検討してい

ただきたい。

会長：他に何か質問や意見はあるか。

全員：なし。

会長：では後日、文言の修正等があれば、会長確認のもと修正するということによろしいか。

全員：異議なし。

7. その他

事務局より、第 5 期古賀市障がい者基本計画策定に係る調査についての今後の動きの確認、令和 8 年 2 月開催予定の 2 市 1 町自立支援協議会全体会の案内。